

産商第191号

平成22年1月28日

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 石田浩二 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成21年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）阪急オアシス山科店

京都市山科区榊辻西潰20番地の1外

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

駐車場出入口において来店客車両、自転車及び歩行者の交錯を回避するため、交通整理員の配置により歩行者等の安全かつ円滑な誘導に努めるよう望まれるとともに、騒音対策については、適切に遮音壁の設置等を行い、周辺生活環境への悪化を回避するよう配慮が望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の予定地は、南側が市道大宅西野山線（新十条通）に面しており、平成17年度道路交通センサスによると、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量は、平日8,667台（観測地点7031 山科区柳辻東潰）という立地にあり、都市計画上は第2種住居地域及び第1種住居地域に位置している。

周辺地域の状況は、北側に畑及び住居、東側に駐車場、畑及び保育園、南側に新十条通を隔てて商業施設、西側に住居が位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、騒音に対する配慮、交通整理員の配置等についての意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数を上回る台数を確保する計画となっているため、法の趣旨からは適正である。

なお、駐車場出入口において来店客車両、自転車及び歩行者等の交錯を回避するため、交通整理員の配置により歩行者等の安全かつ円滑な誘導に努めるよう望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数を上回る収容台数が確保されており、法の趣旨からは適正である。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、児童の通学時間帯の荷さばき車両の入出庫を回避する運営計画のほか、施設配置、車両経路等について適正な配慮がなされており、周辺地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

計画地及びその周辺は第一種住居地域及び第二種住居地域にあたり、騒音についての環境基準値は昼間55dB、夜間45dBである。等価騒音レベルの予測においては、昼間及び夜間とも環境基準値を下回っている。また、夜間における騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測においても、騒音規制法における夜間の規制基準値（40dB）を下回っていたものの、空調等の室外機に係る騒音対策については、適切に遮音壁の設置等を行い、周辺生活環境への悪化を回避するよう配慮が望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から具体的要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。

また、防犯対策については、営業時間中においては従業員による注意喚起するとともに、営業時間外においても敷地出入口に施錠し進入できないようにするほか、必要に応じて警察とも連携を図り防犯に努める旨表明している。

以上のことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。